

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社ひじ建	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂346
株式会社大和興業	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦875
川上建設有限会社	愛媛県大洲市肱川町名荷谷2221
有限会社猪野建設	愛媛県南宇和郡愛南町福浦1819

2. 指名停止措置期間

令和4年1月13日 から 令和4年2月12日 まで 1ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、(株)ひじ建、(株)大和興業、川上建設(有)、(有)猪野建設がそれぞれ、愛媛県等発注の工事において、建設業法に基づき主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を受注工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和3年12月22日、愛媛県知事より指示処分を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当する。本件については、指名停止1ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 森田 義人 (内線2511)

○総務部契約課建設専門官 徳永 崇 (内線2512)